

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	定例庁議
開催日時	令和5年1月17日（火） 午前9時40分から 午前10時5分まで
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出席者	<p>富岡市長、神田副市長、二見教育長、宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部長、麦田こども・健康部長、山崎都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、村山会計管理者、益田上下水道部長、太田議会事務局長、野口学校教育部長、神頭生涯学習部長、斎藤監査委員事務局長</p> <p>（担当課1） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、福田同課政策企画係長</p> <p>（担当課2） 長谷学校給食課長、池田同課長補佐、大貫同課管理係長</p> <p>（事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、福田同課政策企画係長、横田同課同係主事</p>
会議内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 朝霞地区4市共用火葬場設置検討について</li> <li>2 学校給食単価の見直しについて</li> </ol>

<p>会 議 資 料</p>	<p>(議事1)  <b>【資料1】</b> 概要 朝霞地区4市共用火葬場設置検討  <b>【資料2】</b> 報告書 朝霞地区4市共用火葬場設置検討  <b>【資料3】</b> 地図1 4市地図  <b>【資料4】</b> 地図2 位置図  <b>【資料5】</b> 地図3 配置図  (議事2)  <b>【資料6】</b> 学校給食単価の見直しについて  <b>【資料7】</b> 答申書 (学校給食費の見直し)</p>	
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 朝霞地区4市共用火葬場設置検討について

【説明】

（担当課1：平間政策企画課長補佐）

「朝霞地区4市共用の火葬場設置の検討」について説明させていただく。

資料2は、朝霞区市長会幹事会から11月28日の朝霞区市長会に提出した報告書で、これをもとに、12月15日の全員協議会で説明を行った。資料1は、その報告書の内容をまとめたもので、この資料に基づいて説明させていただく。

「1. 経緯」として、朝霞地区4市では、公設の火葬場がないため、近隣の施設を利用しなければならないこと、使用料が高額であるとともに利用可能な時間帯についても制限を受けている状況にあること、また今後迎える高齢多死社会を見据える必要があることから、令和4年4月21日開催の朝霞区市長会定期総会において、志木市から、朝霞区市長会協議議題として「朝霞地区4市共用の火葬場設置に向けた検討について」が提出され、4月26日に、朝霞区市長会会長から、調査・研究を行う事項として、朝霞区市長会幹事会に「朝霞地区4市共用の火葬場設置について」が付託された。

次に、「2. 現状及び課題」では、4市の状況を記載している。

①4市の高齢化率、人口及び死亡者数の推移・将来推計について、高齢化率を2020年と2040年とで比較すると、この先20年増え続けることが想定される。また、高齢化率の増加に伴い、2040年の死亡者数は2020年比135%となり、この先20年間増え続ける見込みである。

②近隣の火葬施設の状況（令和3年度）について、4市の市民が主に利用している近隣の火葬施設としては、さいたま市浦和斎場、川越市斎場、所沢市斎場、人間東部広域斎場しののめの里、戸田葬祭場が挙げられる。各施設の火葬の稼働率は、66.1%から91.0%であり、特にさいたま市浦和斎場やしののめの里は稼働率が90%と高い状況である。今後の高齢多死社会を見据えると、各施設が所在している市区においても、火葬の利用者が増えることが想起され、受入数や受入時間がこれまで以上に制限、または利用が困難になると考えられる。

利用料金について、施設の所在市（区）内の利用料金は、無料から59,600円、市（区）外の利用料金は48,000円から80,000円である。比較すると、大きな隔たりがあり、4市の利用者にとって大きな負担である。

③朝霞地区4市の市民の意見だが、直近では、本年度の朝霞市外部評価委員会において、「火葬場がこのあたりだと戸田火葬場だが国内平均よりも高く、令和4年4月から8万円台になるとあった。例えば近隣4市合同で火葬場をつくってもらえたらいいと強く思う」とのご意見など、火葬場の設置について、市民の方の関心があることを示している。これらを踏まえて、「3. 今後について」をご覧ください。

（1）必要性について、朝霞地区4市の市民は、地区内に火葬場がないため、近隣市や民間の火葬場を利用しているが、利用可能な時間帯などにおいて、優遇を受けることがで

きていない。また、火葬場の所在地の市（区）民と比較して、利用料金が低い水準となっている。市民や議会からも火葬場設置の要望がある。また、今後高齢多死社会を迎えることで、各施設の稼働率が上がると考えられるが、その際は施設所在地の市（区）民が優先され、朝霞地区4市市民の利用が制約されると想定される。また、災害時においても利用の制約が想定される。

以上のことから、4市共同の火葬場を設置する必要性は高いものと考えられる。と結論付けている。

(2) 候補地について、4市の保有する公共用地において探したところ、適当な土地はなかったが、令和4年10月24日の朝霞区市長会幹事会の中で、志木地区衛生組合が所有する土地があるため、火葬場設置の候補地として検討を進めてはどうかとの話に至ったことから、火葬場設置を検討する候補地として報告している。

場所は、現状、野球場としてクラブチームに貸出をしている志木市下宗岡一丁目にある土地で、面積は19,797㎡である。資料の地図1は4市における位置を示したものの、地図2は候補地周辺の地図、地図3は志木地区衛生組合が所有している土地の公図である。

次に、「4. 条例等」について、各市には、条例に住宅などからの規制があり、規制の対象となる可能性があるほか、総合計画に火葬場としての位置づけが必要かどうかを検討する必要がある。また都市計画については、候補地において、火葬場を建設する場合に都市計画決定を行う必要があるとともに、施設の構成によっては開発許可等の手続を行うための事前の調整をする必要がある。

最後に、これまでに「決定した事項」を報告させていただく。火葬場の設置検討については、4市で設置する任意協議会において実施することを予定している。また、協議会を設置するにあたっては、次年度の朝霞区市長会の会長市であり、また候補地の所在地である志木市を会長市とし、事務局を設置する予定である。また、副会長市は朝霞市とし、今後覚書を締結する予定としている。なお、協議会の設置は令和5年4月を想定している。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず、候補地は浸水想定区域に含まれるが、浸水への対応策は検討するのかという質問に対し、基本構想を策定する中で十分検討していきたいという回答があった。

次に協議会を設置する際は覚書の締結だけでよいのかという質問に対し、任意の協議会であるため、覚書でことは足りるとの回答があった。

次に、協議会では火葬場の設置の是非を検討するのか又は火葬場の設置を前提として検討するのかという質問に対し、市長会において必要があると判断しているので、今後の協議会において設置に向けて検討を行っていくという回答があった。

次に火葬費を補助する場合の費用と、火葬場建設の費用を比較検討するべきではないか

との質問に対し、当初はそうした考えもあったが、高齢化率や災害時の対応、朝霞市は民間の戸田斎場の利用率が多いことから、万が一の事態に4市の市民が困る状況になると考え火葬場は必要だと判断したものであるとの回答があった。

次に、県や県警等との協議を早く行った方が良いという意見に対し、各市の都市建設部部門の方にも入っていただき、協議を進める中で、県土整備事務所と話し合う必要があるので、また相談させていただきたいとの回答があった。

原案の通り庁議に諮ることとした。以上である。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【議題】**

2 学校給食単価の見直しについて

**【説明】**

(担当課2：長谷学校給食課長)

議題の2点目、「学校給食単価の見直しについて」、学校給食課から説明させていただく。

「資料3」をご覧ください。

まず、最初に「目的」について説明させていただく。

平成28年の給食費改定以降、基本物資であるご飯やパン、麺の価格が年々上昇し、その分、副食であるおかずにかかる費用を減額・調整するなど、工夫してきたところだが、その副食も、毎月のように何かしら値上がりしており、肉や魚などの食材の他、油や小麦、調味料など給食に欠かすことのできないものも価格が上昇している。

特に新型コロナによる物流の遅れや様々な世界情勢の影響による原油価格の高騰などを要因とした輸送費の増大等により、昨今の物価高騰は顕著である。

こうした状況の中、本市の給食の質と量を維持し、更に地産地消の推進などにより安心して安全なバランスのとれた給食を提供するには、献立の工夫だけで乗り切るには限界がきており、現在の給食費で使用する食材を賄うことは困難であるため、学校給食単価の見直しが必要であると考えている。

次に給食賄材料費の不足の状況について、今年度は、当初予算額で不足が生じることが夏以降に明確になったため、12月議会で補正予算を承認いただき、本年3月まで給食が提供できる状態となっている。

来年度、令和5年度については、当初、予算入力した段階では児童生徒数の変動により5億6,252万5,000円としておりましたが、物価上昇の実績などを考慮すると6億

2, 536万6, 393円と見込み、6, 284万1, 393円の不足となる。

次に「近隣市の状況」では、近隣4市の給食費を表にまとめております。本市は、小学校が月額4, 200円、1食あたり249円、中学校が月額4, 800円、1食あたり285円となっている。

4市の中では、本市は、上から3番目で、最高額は志木市で小学校が月額4, 700円、中学校が月額5, 400円となっている。

次に2ページについて説明させていただく。

「給食単価改定の算出根拠」では、現行の単価に基本物資並びに副食物資の実際の価格の上昇額を加え、その価格に昨年9月に出示された消費者物価指数を加えた金額を算出し、小学校で単価280円、中学校で単価315円とした。

この金額を元に月額に換算すると、小学校で280円に給食提供の年間の基準回数である185回を掛け、それを年間の徴収する月数、11で割ると、4, 700円となる。同様に中学校も315円から換算すると、5, 300円となる。

この金額をもって、近隣市と比較した状況がその下の表となる。

次に「これまでの経緯」では、昨年11月16日に開催された教育委員会において給食費の見直しについての諮問により、11月25日に学校給食運営審議会を開催した。その際は、これまでの給食費の改定状況や物価高騰による給食食材購入への影響、先ほどの算出根拠などを資料でお伝えした。その後、12月21日に再度、審議会を開催し、前回の資料や説明、委員からの要望などを元に事務局で作成した答申案について審議いただいた。その際、参加した委員からの要望や答申内容に一部修正のご意見などもいただき、その部分を修正後、12月23日に給食運営審議会、会長から二見教育長に答申書を提出していただいた。更に、この答申書を教育委員会に報告するため、1月5日に教育委員会臨時会を開催し、教育委員に報告した。また、先週、1月11日の政策調整会議において、審議いただき、本日の定例庁議の案件としている。

教育委員会からの諮問や給食運営審議会からの答申内容はその下をご覧ください、まず、11月16日の教育委員会からの諮問では、6年間、給食費を据え置いてきたが、近年の物価高騰が顕著で保護者から徴収した学校給食費をもって材料費を賄うということが困難になっており、今後も安全・安心でおいしい給食を提供するには学校給食費の見直しについて諮問するとなっている。

次に3ページの諮問を受けた学校給食運営審議会からの答申内容について説明させていただきます。

答申内容には、これまで献立の工夫により対応してきたが、近年の物価高騰は学校給食に与える影響も大きく、現在の保護者から徴収する学校給食費で国産品を基本とする食材の調達や地産地消の推進など、安全・安心でバランスのとれた学校給食の提供が困難な状況であるとし、学校給食が担う「食育」という観点からも学校給食の充実が望まれることから学校給食費を改定することが妥当であると答申いただいた。具体的な改定金額などは次の検討結果と同様となっている。

検討結果について説明させていただく。

これまで、ご説明してきたように審議・検討をしてきた「結果」として、給食単価を小

学校、1食あたり249円から280円、月額4,200円から4,700円に、中学校で1食あたり285円から315円、月額4,800円から5,300円に改定し、改定時期については、今年度も補正予算により対応せざるを得ない状況の中、今後も継続することが想定されるため、令和5年4月1日から改定することとした。

ただ、教育委員会並びに学校給食運営審議会において委員の皆様からご意見・ご要望をいただいているので、伝えさせていただく。

給食費改定に関する保護者への周知について、決定後だけでなく、現段階から更なる周知を図っていただきたいという意見や物価高騰による給食費の見直しはやむを得ない状況というのは理解できるが、保護者の負担も大きくなるので、何かしらの負担軽減策を検討してもらいたいという意見など、負担軽減策については、教育委員・学校給食運営審議会委員、双方から、ご意見・ご要望をいただいている。

最後に今後のスケジュールについて、説明させていただく。

本日の定例庁議において、承認いただけましたら、2月に開催される予定の全員協議会にて市議会議員に説明を行う。また、2月16日開催予定の教育委員会定例会において「学校給食費徴収規則」改正の審議を経て、規則改正の決裁を予定している。

説明は以上である。

(宮村市長公室長)

本件については政策調整会議で審議をしている。

政策調整会議の審議結果を報告する。

まず答申書を受けて最終的な決定は誰が行うのかということに関しては、教育委員会規則に定める朝霞市学校給食費徴収規則で定めるものであるため、事務的には教育委員会で議決した後、決裁により教育長が決定するとの回答があった。

答申で示された単価の根拠はあるのかという質問に対し、現在の単価に値上がりした副食等を加え、9月の消費者物価指数を加算し積算したとの説明があった。

保育園の給食はどうなのかという質問に対し、保育園は新型コロナウイルス感染症の関係で休んだ児童が多かったことから、今年度は補正を行わずに賄えたとの回答があった。

次に審議会が単価を示したのかという質問に対し、事務局から3パターンの試算を審議会に示し、審議会がこの金額を選択したとの回答があった。

次に近隣市はどのようにするのかや、近隣市の単価を比較した資料を追加しても良いのではないかと質問に対し、今説明のあった説明内容と変更している。

以上、追加資料を作成し、庁議に諮ることとした。

**【質疑等】**

なし

**【結果】**

原案のとおり、決定する。

**【その他】**

(富岡市長)

学校給食単価の見直しをすることとなったが、物価高騰による保護者の負担が非常に大きいということや、教育委員会及び審議会でもいただいた意見を考慮し、令和5年度は価格改定分について公費で負担することとする。

またさらなる子育て支援、特に少子高齢化、少子化対策については今後も取り組んでいく必要があると考えており、第3子以降に対し給食費や給付金、保育料などの支援を実施する予定である。

**【閉会】**